

様式 1 申請に対する処分（審査基準・標準処理期間の設定）について
輸入高圧ガス等の検査

所管所属	消防チーム
------	-------

根拠条文

高圧ガス保安法第 22 条（輸入）

高圧ガスの輸入をした者は、輸入をした高圧ガス及びその容器につき、都道府県知事が行う検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一～三 略

審査基準

1（法律上の規定による基準）

高圧ガス保安法第 22 条第 2 項

前項の検査においては、当該高圧ガスの性状及びその容器が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するときは、これを合格とする。

一般高圧ガス保安規則第 47 条（輸入高圧ガスに係る技術上の基準）

法第 22 条第 2 項の経済産業省令で定める技術上の基準は、高圧ガスに関する内容物確認試験及び容器に関する安全度試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格することとする。

液化石油ガス保安規則第 46 条（輸入高圧ガスに係る技術上の基準）

略

冷凍保安規則第 32 条（輸入高圧ガスに係る技術上の基準）

略

2（審査基準）

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について

（平成 09・03・31 立局第 18 号）

一般高圧ガス保安規則第 47 条関係

「内容物確認検査に合格すること」とは、輸入する高圧ガスについて次に掲げる事項を確認することをいう。

（1）内容物であるガスが当該申請にかかるガスであること。

（2）容器に充てんされた圧縮ガス（アセチレンガスを除く。）にあってはその圧力が当該容器の耐圧試験圧縮の 3 / 5 以下のものであり、液化ガスにあってはその質量が法第 48 条第 4 項の規定により計算して得られた質量以下のものであること。

（3）規則第 6 条第 2 項第 1 号八の（イ）（ロ）（ハ）及び（ニ）に該当する高圧ガスでないこと。

（4）～（6）略

液化石油ガス保安規則第 46 条関係

「内容物確認検査に合格すること」とは、輸入する高圧ガスについて次に掲げる事項を確認することをいう。以下略

冷凍保安規則第 32 条関係

標準処理
期間

標準処理機関	標準処理期間の内訳			備考
	受付	処理		
7 日	機関	機関	消防チーム	
	期間	期間	7 日	